

明石の史跡（68）慰問袋



大正12年（1923）9月1日の東京日々新聞の号外によれば、大地震発生を、次のように知らせている（『大正ニュース事典』6．123頁）。

本日午前十一時五十五分、伊豆大島の東海底に地震があったため、東京府下及び神奈川県、千葉、静岡各県に大激震あり、振幅四寸、市内は本所、浅草、深川等の低地最もはなはだしく、家屋の倒壊、死傷無数、火災各所に起こり、（下略）
被害の実態調査もさることながら、被災者の日常生活のサポートが、優先されなければならない。

翌日（2日）、9項目にわたる非常徴発の緊急勅令を公布、即日施行の運びとなる。東京府、群馬、栃木、埼玉、千葉、神奈川の各県はこれを適用した。内務省令をもって、徴発の対象となる物品は、（1）食糧品、（2）飲料、（3）薪炭、油その他の燃料、（4）家屋、（5）建築材料、（6）薬品その他の衛生材料、（7）船その他の運搬具、（8）電線、（9）労務などであった（大正12年9月4日、大阪毎日新聞／同書208頁）。

これをうけて、9月6日、愛国婦人会魚住村委員部は、中尾区長（山崎政助）にたいし、会員外の婦女子にたいしても、慰問袋の供出を要請した。その中身は、「タオル 歯磨 歯磨楊枝 紙ちり紙 はがき 鉛筆 石鹸 其他ノ日用品」、なかでも「衣服 襪衣」類は、歓迎されたようであるけれども、価格の問題があつて、無理をせずに、提供者本人の随意にまかせられている（「山崎家文書2」『論叢ゆほびか』4．84頁）。まさに村をあげての善意が詰めこまれた、慰問袋である。

阪神・淡路大震災当時、神戸市内のコンビニが早々に開店・営業を開始して、被災者に貢献したことを想起するに、「楊枝」までも提供を求められた、当時の救援活動の困難さは、予想を超えるものであったろう。